

# 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 沖縄県子どもの居場所ネットワーク事業 運営規約

## 1. 名 称

沖縄県子どもの居場所ネットワーク事業（以下「ネットワーク事業」とする。）

## 2. 事務局

沖縄県社会福祉協議会

(沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟4階)

## 3. 目 的

子ども食堂を含む、子どもの居場所を運営している団体及びその活動に賛同する企業等・個人間の交流、情報共有、広報啓発等を行い、沖縄県内各地で活躍している子どもの居場所間や、地域資源とのネットワークを広げ、地域の中での活動の継続や質の向上につなげていくことを目的とする。

## 4. 活動内容

目的を達成するため以下の活動を行う。

- ① ホームページ等を活用し、市町村単位のネットワーク・居場所個々の活動の好事例の普及等情報発信を行う。
- ② 沖縄県内の子どもの居場所を運営している団体や地域の支援者等を対象とした連絡会を開催し、運営上の課題共有や解決に向けた意見交換等の実施。
- ③ 沖縄県子どもの居場所ネットワーク支援等検討会を開催し、ネットワーク事業の取り組みについての協議、居場所を運営する際の課題等の検討。
- ④ 子どもの居場所について広めていくための講演会の実施。
- ⑤ 関連情報の提供（内閣府、厚生労働省、助成金等の情報）。
- ⑥ 活動に賛同する企業等からの支援受け入れに係る調整。

## 5. 構成員

ネットワーク事業の構成は、沖縄県内で子どもの居場所運営に携わる団体とする。

目的に賛同する参加希望団体は、以下の書類を事務局に提出する。

- ① 同意書兼参加申込書（別紙1）

## 6. 参加要件

参加については、下記の要件を満たすものとする。

- ① 本事業の目的に賛同し、沖縄県における子どもの居場所づくりの取り組みを広げていく。
- ② 特定団体への勧誘や営利を目的としないこと。
- ③ 反社会的活動を行っている団体、個人ではないこと。

## 7. 変 更

参加申込時に提出した登録内容に変更が出た場合は、速やかに事務局へ連絡をする。

## 8. 附 則

この規約は、2019年12月6日から施行する。